

令和3年度

福祉行政のあらまし

愛知県東三河福祉相談センター

目 次

第1 東三河福祉相談センターの概要

1 管内の概要	1
2 管内の人口	2
3 組織及び事務分掌	3

第2 地域福祉課の事業

1 地域福祉	
(1) 民生委員・児童委員	4
(2) 行旅病人及び死亡人取扱費県費負担金	5
2 児童福祉	
(1) 児童扶養手当関係事務	6
(2) 愛知県遺児手当関係事務	7
3 女性の保護	
(1) 女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）	9
(2) 女性相談員	9
(3) 東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議	9
4 高齢者福祉	
(1) 管内の介護保険事業の実施状況等	10
(2) 介護員養成研修事業者指定事務	12
(3) 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議	12
5 障害者福祉	
(1) 特別児童扶養手当関係事務	13
(2) 在宅重度障害者手当関係事務	14
(3) 心身障害者扶養共済制度関係事務	15
(4) 東三河南部障害保健福祉圏域会議	16

第3 児童育成課の事業

1 児童相談所部門の概要

(1) 名称	17
(2) 所在地	17
(3) 沿革	17
(4) 所管区域・管内人口	18
(5) 職員	18

2 業務の概要

(1) 業務内容	19
(2) 業務系統図	20

3 業務の実績

(1) 相談・指導等の状況	21
(2) 養護相談の状況	24
(3) 一時保護の状況	26
(4) 児童福祉施設等への入所状況	26
(5) 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況	27
(6) 療育手帳の交付状況	28

第4 障害者相談課の事業

1 障害者更生相談所部門の概要

2 業務の概要

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）	29
(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定	30
(3) 補装具の要否判定	31
(4) 療育手帳の交付	31
(5) 相談支援	31

3 業務の実施状況

(1) 身体障害者手帳の新規交付件数	3 2
(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定件数	3 2
(3) 補装具の要否判定件数	3 2
(4) 療育手帳の新規交付件数	3 3
(5) 判定内容別件数	3 3

第1 東三河福祉相談センターの概要

1 管内の概要

愛知県東三河福祉相談センターの所管区域は、豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の4市であり、令和3年4月1日現在の管内(4市)人口は692,013人と県の総人口のほぼ1割を占め、そのうち65歳以上の高齢者人口は185,612人と高齢化率26.8%は県平均より高い数値となっている。

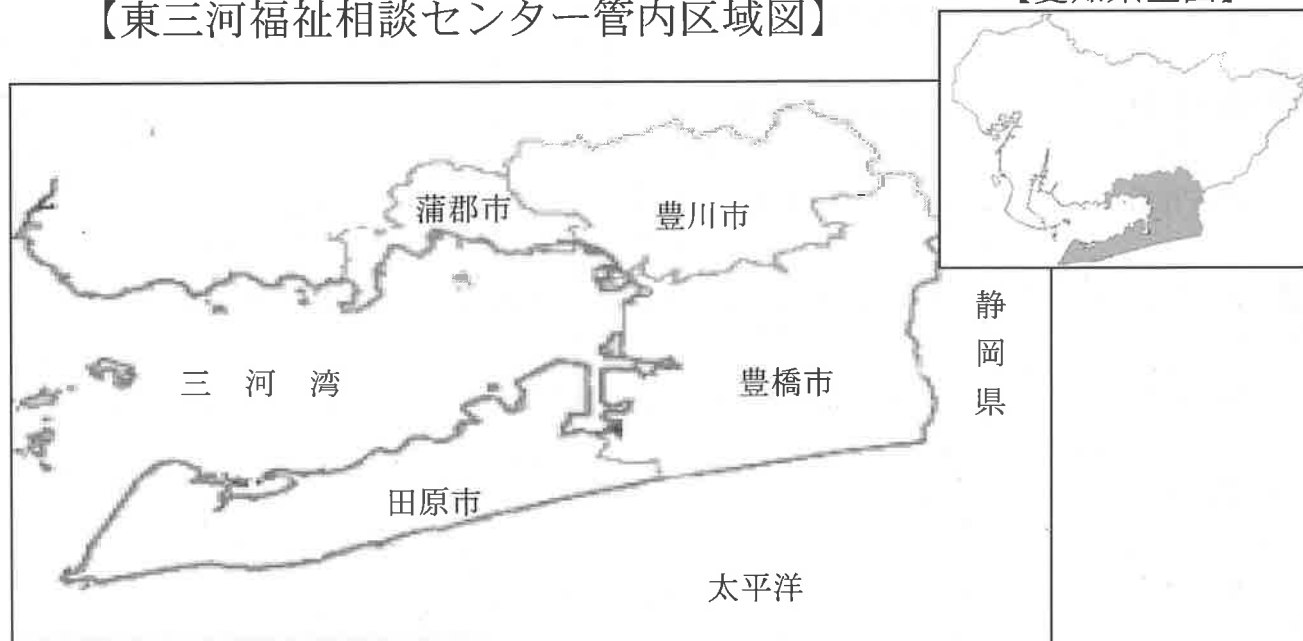
管内の地勢は、愛知県東南部に位置し、背後に本宮山から遠望峰山・三ヶ根山に至る山々、弓張山系石巻山地に囲まれた三河湾に面する扇形地域及び太平洋に面する渥美半島からなり、山と海に囲まれた風光明媚な地域である。豊川の豊かな水と温暖な気候により近代的な農業が営まれ、花き、野菜、うずらなどの東三河地域(8市町村)の農業産出額は、全県の5割強を占めるなど、全国有数の農業地帯を形成している。

また、首都圏と関西圏をつなぐ交通の大動脈の中心に位置し、東名高速道路、新東名高速道路などの道路網や、東海道新幹線、東海道本線、名古屋鉄道などの鉄道網が充実しており、名古屋南部や衣浦西部の臨海工業地帯、自動車産業の拠点地域である西三河地域、浜松市を始めとする遠州地域の工業地帯などにも近く、企業にとって魅力的な地域であり、自動車産業を始めとする輸送機器、機械金属、木材関連など各種の企業が進出し、三河港は自動車の輸出入基地として世界でもトップクラスの取扱量を誇っている。

行政の分野では、平成27年1月に東三河8市町村による「東三河広域連合」が設立され、行政事務の共同事務処理や広域連携事業など効率的で効果的な行政体制を目指した各種取組を進めている。平成30年度から介護保険事業の保険者が統合され、保健所や児童相談所などの事務権限の移譲に向けた調査研究も進められており、今後更なる広域的な取組みが期待されている。

【東三河福祉相談センター管内区域図】

【愛知県全図】



2 管内の人口

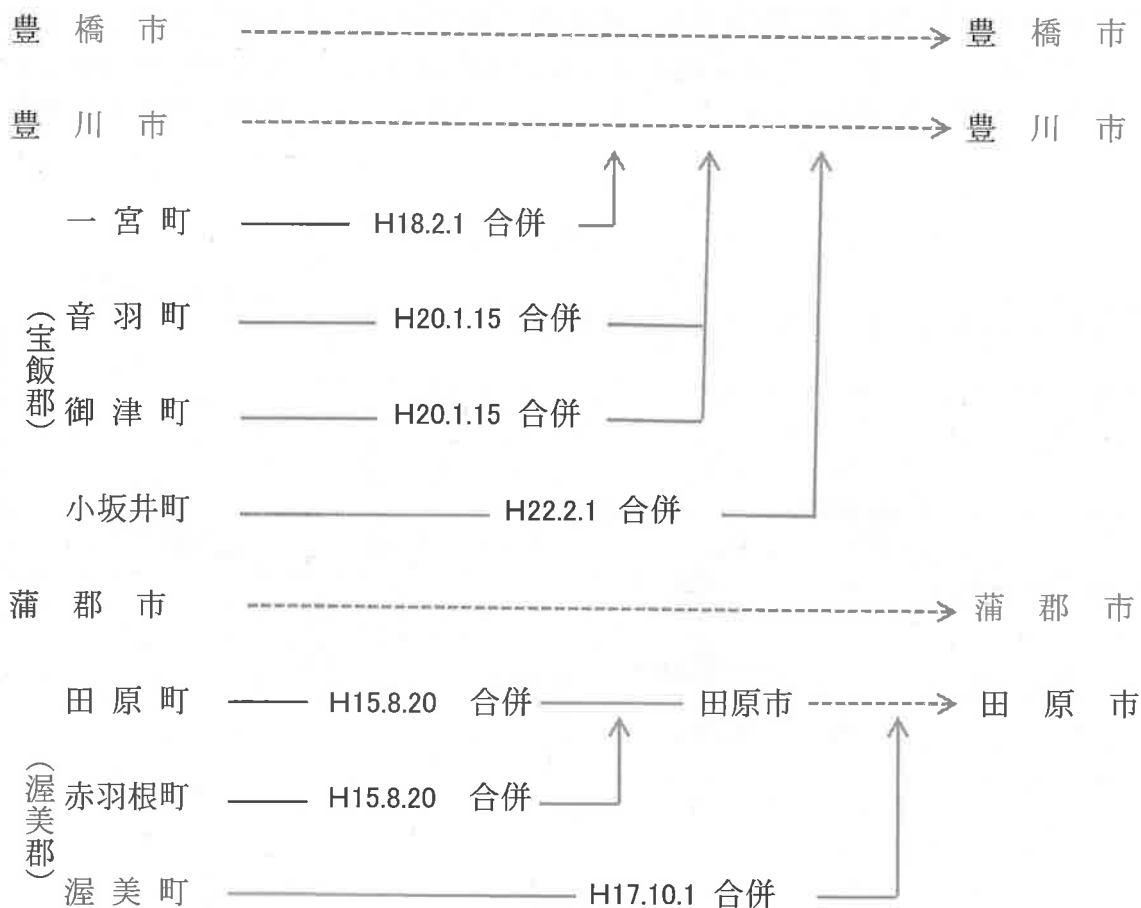
(令和3年4月1日現在)

区分	世帯	総人口	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
			実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
豊橋	世帯 153,236	人 370,174	人 48,426	% 13.1	人 222,922	% 60.2	人 96,683	% 26.1
豊川	74,479	183,796	25,070	13.6	109,452	59.6	48,452	26.4
蒲郡	31,719	79,254	9,334	11.8	46,226	58.3	23,377	29.5
田原	22,148	58,789	7,371	12.5	34,025	57.9	17,100	29.1
合計	281,582	692,013	90,201	13.0	412,625	59.6	185,612	26.8
愛知県	3,282,266	7,521,192	972,295	12.9	4,580,149	60.9	1,887,835	25.1

(注) 「総人口」と「年齢3区分人口」の合計が一致しないのは、年齢不詳があるため。

[出典] : 県民文化局統計課「愛知県人口動向調査」(平成27年国勢調査結果確定値を基礎とした推計値)

[管内市町の変遷(平成の大合併)]



3 組織及び事務分掌

(令和3年4月1日現在)

センター長 —— 次長（兼地域福祉課長） —— 課長輔佐（社会・相談G班長） —— 常勤正規4人

非常勤再任用2人

女性相談員3人

- 1 文書及び公印の管守に関する事
- 2 職員の人事及び福利厚生に関する事
- 3 予算、会計及びその他庶務に関する事
- 4 附属設備及び物品の保全に関する事
- 5 行旅死亡人、行旅病人の取扱いに関する事
- 6 民生委員・児童委員に関する事
- 7 女性相談及び要保護女子の相談、指導に関する事

主幹（指導・介護保険G班長） —— 常勤正規2人

非常勤再任用1人

一般職非常勤2人

- 1 児童の福祉に関する事
- 2 身体障害者及び知的障害者に関する事
- 3 介護保険に関する事
- 4 保健、医療及び福祉に係る連絡調整に関する事

児童育成課長（児童相談第1G班長） —— 課長輔佐（児童相談第2G班長） —— 常勤正規12人

常勤正規15人

臨時的任用2人

一般職非常勤1人

嘱託医1人

臨時的任用2人

- 1 児童の相談に関する事
- 2 児童及びその家庭に係る必要な調査及び社会的な判定指導に関する事
- 3 障害児施設給付費の支給決定及び取消しに関する事
- 4 児童福祉法第26条及び第27条の規定による措置及び指導に関する事
- 5 里親委託後の指導に関する事
- 6 施設入所後の家庭及び施設退所後の児童並びに家庭の指導に関する事
- 7 児童及びその家庭に係る医学的、心理学的、教育学的並びに精神保健上の判定指導に関する事
- 8 児童・障害者相談センターの業務に関する事。（前各号に掲げる事務に関するものに限る）

障害者相談課長（障害者相談G班長） —— 常勤正規2人

非常勤再任用1人

嘱託医6人

- 1 身体障害者手帳の交付に関する事
- 2 療育手帳の交付に関する事
- 3 身体障害者・知的障害者の判定に関する事
- 4 身体障害者・知的障害者の巡回指導に関する事
- 5 身体障害者・知的障害者の相談指導に関する事
- 6 補装具の要否判定に関する事
- 7 更生医療の要否判定に関する事

第2 地域福祉課の事業

地域福祉課は、「児童福祉法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく婦人保護に関する事業などの関連業務のほか、民生（児童）委員、高齢者、障害者等に関する事務を所管している。

1 地域福祉

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する助言その他の援助などを行っている。

また、児童福祉法の規定により児童委員を兼ねており、児童福祉の向上のための活動も行っている。

児童委員は、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力業務など広範囲の任務を担っているが、児童委員活動のさらなる推進を図るため、主任児童委員制度が平成6年1月1日に創設された。

なお、民生委員・児童委員の定数は、国の示す配置基準を参酌して、県の条例により市町村ごとに定められている。現在の任期は令和元年12月1日から3年間となっている。

ア 配置状況

(単位：人)

市名	豊川市	蒲郡市	田原市
民生委員定数	299	137	116
主任児童委員定数	37	16	7
民生委員協議会数	17	8	3

(注) 民生委員は児童委員を兼ねる。主任児童委員数は再掲
豊橋市は中核市であるため除く

イ 民生委員協議会活動交付金

民生委員協議会活動の進展を図るために要する経費として交付する。

民生委員定数1人当たり	3,063円
1民生委員協議会当たり	38,300円

(2) 行旅病人及び死亡人取扱費県費負担金

行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、管内の各市が取り扱った行旅死亡人等の実費弁償に要する経費を県が負担することにより、円滑な行旅死亡人等の取り扱いを図る。

負担率：10/10(生活保護基準を適用)

<実施状況>

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2年度
件 数	3 件	1件	6件
金 額	177,920 円	60,293円	1,025,576円

2 児童福祉

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童憲章（昭和 26 年宣言）の制定によってすべての児童を心身共に健全に育成し、愛護するという児童福祉の基本理念が確立されて以来、この理念を基調として各種の施策が進められている。

(1) 児童扶養手当関係事務

<事業内容>

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

ア 支給要件

次のいずれかに該当する 18 歳以下 (18 歳到達年度の末日まで) の児童又は 20 歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を監護している母及び監護し、かつ生計を同じくしている父、または養育している者

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 上記に準ずる児童

イ 所得制限の限度額（令和 3 年 4 月 1 日現在）

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	全部支給	490千円	870千円	1,250千円	1,630千円	1人増す毎に380千円加算
	一部支給	1,920千円	2,300千円	2,680千円	3,060千円	同上
配偶者・扶養義務者		2,360千円	2,740千円	3,120千円	3,500千円	同上

ウ 手当額（月額）

	全部支給者	一部支給停止者
児童 1 人	43,160円	43,150円～10,180円
児童 2 人目の加算額	10,190円加算	10,180円～5,100円
児童 3 人目以上の加算額（1人につき）	6,110円加算	6,100円～3,060円

エ 支給時期

年 6 回（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月）

オ 費用負担割合

国 1/3、県又は市 2/3

<手当受給状況>

(令和3年3月31日現在)

		受給者数	生別		死別	未婚	障害者	遺棄	DV保護
			離婚	その他					
豊橋市	母子	1,977	1,680	2	13	260	16	5	1
	父子	94	80	0	7	2	5	0	0
	その他	74	/	/	/	/	/	/	/
	計	2,145	1,760	2	20	262	21	5	1
豊川市	母子	1,089	941	0	5	129	10	4	0
	父子	38	33	0	0	0	5	0	0
	その他	31	/	/	/	/	/	/	/
	計	1,158	974	0	5	129	15	4	0
蒲郡市	母子	373	321	0	2	42	8	0	0
	父子	23	16	0	4	0	3	0	0
	その他	9	/	/	/	/	/	/	/
	計	405	337	0	6	42	11	0	0
田原市	母子	308	266	0	2	29	9	1	1
	父子	23	16	0	2	0	5	0	0
	その他	6	/	/	/	/	/	/	/
	計	337	282	0	4	29	14	1	1
合計	母子	3,747	3,208	2	22	460	43	10	2
	父子	178	145	0	13	2	18	0	0
	その他	120	/	/	/	/	/	/	/
	計	4,045	3,353	2	35	462	61	10	2

(参考) 当センターの管内に町村がないため認定等の事務は行っていない。

(2) 愛知県遺児手当関係事務

<事業内容>

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童を監護又は養育している者に手当を支給し、児童の健全育成と福祉の増進を図る。

ア 支給要件

県内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日までの児童を監護、養育している者

- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- ・ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ その他上記に準ずる状態にある児童で知事が定めるもの

イ 所得制限の限度額

(令和3年4月1日現在)

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人以上
限度額	受給資格者	1,920千円	2,300千円	2,680千円	3,060千円	1人増す毎に380千円加算
	配偶者・扶養義務者	2,360千円	2,740千円	3,120千円	3,500千円	同上

ウ 手当額（月額）

支給開始後1～3年目	4,350円
支給開始後4～5年目	2,175円

エ 支給時期

年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）

オ 費用負担割合

県 10/10

<手当受給状況>

(令和3年3月31日現在)

区分	受給者数	要件別内訳							
		死別世帯	障害者世帯	生別母子等世帯			未婚の母子世帯	その他	重複
				遺棄	拘禁	離婚			
豊橋市	1,117	16	2	5	0	944	127	0	23
豊川市	612	0	0	5	0	532	67	0	8
蒲郡市	225	1	2	0	0	196	26	0	0
田原市	169	3	4	0	0	145	14	1	2
合計	2,123	20	8	10	0	1,817	234	1	33

3 女性の保護

「売春防止法(昭和31年法律第118号)」による要保護女子及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(通称DV防止法：平成13年法律第31号)」による被害女性等の保護更生、相談、指導にあたり、女性の支援、福祉増進に努めている。

(1) 女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)

婦人保護事業の中核機関として要保護女子の保護のために相談、判定、指導を行い、一時保護所(定員20名)を併置している。

なお、利用者の利便をはかるため、専用電話を併設して、電話相談も行っている。

(相談専用電話 052-962-2527)

(2) 女性相談員

女性相談センター及び各福祉相談センターに設置された女性相談センターの駐在室に、26名の女性相談員を配置し、要保護女子の早期発見、並びに様々な問を抱えている女性の相談指導にあっている。

なお、東三河駐在室には3名が配置されている。

<面接相談処理状況> (令和2年度)

区分	婦人保護施設に入所	就職・自営	結婚	家庭への送還	福祉事務所への移送		婦人相談所	婦人相談員への移送	他府県の婦人相談所	婦人相談員への移送	施設への移送、その他	関係機関	助言・指導	その他	合計
件数	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	140	0	140	
構成比%	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	100.0	0	100.0	

(3) 東三河南部圏域DV被害者保護支援ネットワーク会議

DV被害者及びその恐れがある者に対し、適切な保護及びDV被害の未然防止を図るため、情報交換や関係機関との相互の連携等を行っている。

4 高齢者福祉

高齢化の進展とともに介護を社会全体で支えることを目的として介護保険法が平成 12 年 4 月に施行され、本県では同法等に基づいて、生きがい対策、要保護老人対策、施設整備等各種の高齢者福祉の向上を図るため、「高齢者保健福祉計画」(平成 12 年 3 月第 1 期)を策定し、各種の施策を推進してきており、現在は、令和 3 年 3 月に策定した第 8 期計画に基づいて取組を進めている。

当センターでは、同計画に定める 11 の老人福祉圏域のうち東三河南部圏域の 4 市を所管しているが、圏域内の 4 市及び東三河北部圏域の 4 市町村は介護保険の保険者機能を統合して一つの保険者となった。

また、同連合は平成 30 年 4 月から両圏域内の介護サービス事業者の指定等事務について県から移譲を受けて事業者の指定・指導を行っている。

(1) 管内の介護保険事業の実施状況等

ア 高齢化率の推移

<※ 65 歳以上人口の割合>

(単位：%)

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
豊橋市	25.7	25.7	26.1
豊川市	26.1	26.2	26.4
蒲郡市	29.1	29.2	29.5
田原市	27.8	28.3	29.1
管内平均	26.4	26.5	26.8
県平均	25.0	24.9	25.1

(出典：県民生活部統計課「愛知県人口動向調査」)

イ 介護保険料

管内 4 市の介護保険の保険者は平成 30 年 4 月から東三河広域連合に統合された。

第 8 期計画(令和 3 年度から令和 5 年度)の期間からは、東三河 8 市町村の保険料基準額を統一している。

【第 8 期計画の第 1 号被保険者の月額保険料基準額】

第 5 段階	月 額	本人が市町村民税非課税で、課税年金収入額及び合計所得金額との合計額が 80 万円を超える方
基準額	4,990 円	

ウ 介護保険の被保険者数

(令和 3 年 3 月末現在、単位：人)

	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市
第 1 号被保険者数	96,490	48,554	23,558	17,268

エ 要介護（支援）認定者数

（令和3年3月末現在）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
豊橋市	2,567	2,409	3,129	2,158	1,698	1,645	1,092	14,698
豊川市	936	1,206	1,781	1,168	1,028	945	630	7,694
蒲郡市	689	620	942	533	465	412	258	3,919
田原市	477	511	621	423	335	356	216	2,939
計	4,669	4,746	6,473	4,282	3,526	3,358	2,196	29,250

オ 管内のサービス提供事業者（東三河南部圏域、令和3年4月1日現在）

居宅サービス（※ 医療みなしを除く）

訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護※	訪問リハビリ※	居宅療養管理指導※	通所介護	通所リハビリ※	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	居宅介護支援	計
104	9	49	6	3	132	15	47	17	12	33	34	140	601

介護予防サービス（※ 医療みなしを除く）

介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問看護※	介護予防訪問リハビリ※	介護予防居宅療養管理指導※	介護予防通所リハビリ※	介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具販売	介護予防支援	計
9	44	6	3	15	46	16	12	33	34	30	248

介護予防・生活支援サービス

介護予防訪問	広域型訪問	介護予防通所	広域型通所	計
94	23	215	32	364

施設サービス

介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	計
24 ※	14	1	4	43

※ 田原福寿園は本館と新館が別施設になっているため2か所で計上

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	地域密着型通所介護	看護小規模多機能型居宅介護	計
7	0	26	11	57	1	23	95	6	226

地域密着型介護予防サービス

介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	計
24	8	56	88

(2) 介護員養成研修事業者指定事務

平成 25 年度から介護職員の研修課程等の見直しが行われ、基礎研修課程及び 1 級課程は介護福祉士受験資格を得る「実務者研修」に一本化されるとともに 2 級課程は「初任者研修」へ移行された。

当センターでは、このうち初任者研修事業者の指定事務を行っている。

ア 初任者研修の主な内容及び指定事業者数

(令和 3 年 3 月末現在)

目 的	カリキュラム	事業者数
介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 130 時間＋修了評価（1 時間程度の筆記試験） ・ 講義と演習を一体的に実施 	6 事業者 (内訳) 通学 4 通信 2

イ 担当地域(事業所所在市町村)

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

ウ 指定件数 (令和 2 年度)

(単位：件)

指定申請	計画承認申請	変更申請	変更届	実績報告
0	21	3	28	14

(3) 東三河南部圏域保健医療福祉推進会議

医療福祉圏域における保健・医療・福祉に関する施策について、円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的に設置され、基幹的保健所が開催している。

当センターは、東三河南部圏域の会議の事務局構成機関となっており、同圏域における介護保険施設等の整備計画推進に向けた意見聴取及び連絡調整等を行っている。

ア 会議構成員

基幹的保健所の長が、議題の内容に応じ必要と認める者を召集

イ 事務局

豊川保健所、東三河福祉相談センター、豊橋市保健所

ウ 令和 2 年度の開催状況

1 回

5 障害者福祉

障害者福祉のための法制度としては、平成 18 年 4 月施行（一部は同年 10 月施行）の障害者自立支援法により、従来は障害種別ごとに異なる法体系で提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について一元的に提供する仕組みや都道府県及び市町村が障害福祉サービスの提供等に関して障害福祉計画を定めて計画的に推進していくこと等が定められた。

その後、障害者の範囲に難病等を加える等の改正に伴い平成 25 年 4 月（一部は 26 年 4 月から）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行された。

本県では、現在、第 6 期障害福祉計画（令和 3 年度から令和 5 年度）に基づいて、各種の施策が実施されている。

当センターでは、特別児童扶養手当の支給に係る事務等を実施している。

(1) 特別児童扶養手当関係事務

<事業内容>

家庭において介護されている精神又は身体に障害のある児童(20 歳未満)を監護養育している者に手当を支給することにより、障害児の福祉を図る。

ア 支給要件

身体又は精神に重度の障害がある児童(1 級該当児)	療育(愛護)手帳 A (1~2 度) 程度 ※1 身体障害者手帳 1~2 級程度
精神又は身体に中度の障害がある児童(2 級該当児)	療育(愛護)手帳 B (3 度) 程度 ※2 身体障害者手帳 3~4 (一部) 級程度

※1 IQ35 以下程度(身体障害者手帳 1~3 級の者にあつては IQ50 以下で日常生活において常時介護を要する程度)の障害

※2 IQ50 以下で療育手帳 A に該当しない程度の障害

イ 所得制限の限度額(令和 3 年 4 月 1 日現在)

受給者(扶養親族 3 人)	5,736 千円
扶養義務者(扶養親族 3 人)	6,962 千円

ウ 手当額

1 級該当児	1 人月額 52,500 円
2 級該当児	1 人月額 34,970 円

エ 支給時期

年 3 回(4 月、8 月、11 月)

オ 費用負担割合

国 10/10

<手当受給状況>

(令和3年3月31日現在、単位：人)

区 分	受給者数	受給対象障害児童数											
		身体障害児			精神障害児			重 複			合 計		
		1級	2級	小計	1級	2級	小計	1級	2級	小計	1級	2級	計
豊橋市	639	44	49	93	269	309	578	2	0	2	315	358	673
豊川市	339	28	30	58	137	157	294	1	0	1	166	187	353
蒲郡市	107	9	14	23	43	46	89	0	0	0	52	60	112
田原市	77	9	9	18	32	31	63	0	0	0	41	40	81
合 計	1,162	90	102	192	481	543	1,024	3	0	3	574	645	1,219

(2) 在宅重度障害者手当関係事務

<事業内容>

県内に住所を有する在宅の重度障害者に、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助となるよう県単独で手当を支給し、その福祉の増進を図る。

ア 支給要件等

	支 給 要 件	手当相当額	備 考
1 種 重 度 障害者	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ、知能指数が35以下と判定され、愛知県知事又は名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者	年額186,000円 (月額15,500円)	
2 種 重 度 障害者	ア 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 イ 知能指数が35以下と判定され、愛知県知事又は名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者 ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ、知能指数が50以下と判定され、愛知県知事又は名古屋市長から療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者。 (65歳以上になってから新たに障害者となった者を除く)	年額81,000円 (月額6,750円)	特別障害者手当等受給者、施設入所者及び病院等に3月を超えて入院している者を除く。

イ 所得制限限度額 (令和3年4月1日現在)

限度額	受給資格者	3,604,000円
	扶養義務者等	6,287,000円

ウ 支給時期
年3回(4月、8月、12月)

<手当受給状況> (令和3年4月15日現在、単位：人)

区分	1種	2種	計
豊橋市	49	3,618	3,667
豊川市	22	1,664	1,686
蒲郡市	7	838	845
田原市	5	529	534
合計	83	6,649	6,732

(3) 心身障害者扶養共済制度関係事務

<事業内容>

障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、その保護者が死亡や重度障害となった場合に障害者に終身一定額の年金を支給する。

<参考>当センターでは、掛金の免除に関する事務のみを実施。

- ① 掛 金 保護者(加入者)1口9,300円～23,300円(加入時の年齢により異なる。)
- ② 加入口数 2口まで
- ③ 給付金

年金	保護者が死亡した場合等に支給	1口加入の場合	月額20,000円
		2口加入の場合	月額40,000円
弔慰金	保護者の生存中、障害者が死亡した場合等に支給(加入期間が1年以上の者)	平成19年度以前加入	30,000円～150,000円 (加入期間により異なる。)
		平成20年度以降加入	50,000円～250,000円 (加入期間により異なる。)
脱退一時金	加入者が任意で脱退したときに支給(加入期間が5年以上の者)	平成19年度以前加入	45,000円～150,000円 (加入期間により異なる。)
		平成20年度以降加入	75,000円～250,000円 (加入期間により異なる。)

④ 免除の事由等

免除の事由	免除の期間	免除の額	加入者が2人以上の心身障害者について加入している場合の1人を除く障害者に係る免除の額
加入者等が生活保護世帯に属する	当該事由の発生した日の属する月から当該事由の消滅した日の属する月まで	掛金等の全額	
加入者等が市町村民税を課せられていない	8月(新たに加入者等になった場合は、加入等の承認を受けた日の属する月)から翌年7月まで	掛金等の100分の70	掛金等の100分の85
加入者等が市町村民税の均等割のみを課せられている	8月(新たに加入者等になった場合は、加入等の承認を受けた日の属する月)から翌年7月まで	掛金等の100分の50	掛金等の100分の75
加入者等の所得の合算額が災害、疾病、失業等により著しく減少した	当該事由の発生した日の属する月の翌月から当該事由の消滅した日の属する月まで	掛金等の100分の30	掛金等の100分の65
加入者が2人以上の心身障害者について加入している	当該事由の発生した日の属する月から当該事由の消滅した日の属する月まで	掛金等の100分の50	

注) 2以上の免除の事由に該当するときの免除の額は、最も大きい免除の額による。

(4) 東三河南部障害保健福祉圏域会議

東三河南部障害保健福祉圏域における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行うため、地域アドバイザーを委託し管内市、指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、検討を実施。

ア 会議の連絡調整、検討事項

- ・ 障害者相談支援体制に係る情報交換及び関係機関の連携に関すること
- ・ 障害福祉計画における圏域の障害福祉サービス見込量に対する利用実績及び基盤整備状況に関すること
- ・ 地域アドバイザーの活動への協力及び支援に関すること

イ 構成員

管内4市の障害福祉事務担当者、障害福祉施設関係者等の会議検討事項に応じてセンター長が必要と認める者

ウ 令和2年度の会議開催状況

1回

第3 児童育成課の事業

1 児童相談所部門の概要

当センターでは、東三河南部4市を所管する児童相談所業務を行っている。

(1) 名称

愛知県東三河児童・障害者相談センター

(2) 所在地

豊橋市八町通五丁目4番地 愛知県東三河県庁内

(3) 沿革

- 昭和 23. 6. 30 児童福祉法に基づき、豊橋市中八町元連隊営内の一部に豊橋地方児童相談所の名称で開設される。
25. 6. 元宝飯地方事務所豊橋税務出張所内に移転する。
26. 7. 18 豊橋市東松山町37に新築移転する。
27. 5. 27 豊橋児童相談所と名称変更
30. 9. 22 庁舎を二階建てに増築。一時保護所を開設（定員10名）
33. 9. 20 庶務、判定係が設置される。
36. 5. 16 判定係が相談判定係と名称変更される。
43. 3. 30 豊橋市瓦町通1-84-3に新築移転する。
47. 4. 1 一時保護所を廃止する（中央児童相談所へ集中管理）
53. 4. 1 指導課及び療育指導担当（豊橋・岡崎児童相談所管内所管）が設置され、巡回療育指導班として心身障害児の巡回指導を開始する。
54. 4. 1 山間部（現在の新城市及び北設楽郡）の利便を図るため、新城市おおぞら園（新城市川路）内に出張相談所を開設する。
- ” 療育指導担当の所管区域に豊田児童相談所管内を編入する。
56. 4. 1 刈谷児童相談所が開設されたため、療育指導担当の所管区域に刈谷児童相談所管内を編入する。
- 平成 9. 4. 1 巡回療育事業の組み替えに伴い、療育指導班を廃止する。
14. 4. 1 地方機関の再編により、児童相談所と障害者更生相談所を統合して児童（・障害者）相談センターが設置され、東三河南部地域の児童相談所業務は東三河児童・障害者相談センター（豊橋市八町通5丁目4の東三河総合庁舎1階）の所管となる。（東三河北部地域は新城児童相談センターが所管）
20. 4. 1 地方機関の再編により、東三河児童・障害者相談センターと東三河事務所健康福祉課が統合され、東三河福祉相談センターが設置される。（なお、児童相談所業務は、東三河児童・障害者相談センターの名称を引き続き使用。）

(4) 所管区域・管内人口

所管区域は東三河南部の4市で、管内人口は次の表のとおりである。

	人口(人)
豊橋市	370,174
豊川市	183,796
蒲郡市	79,254
田原市	58,789
計	692,013

人口は令和3年4月1日現在
県民文化局統計課「人口動向調査」



(5) 職員

児童相談所部門の職員数は次の表のとおりである。

職種	人数(人)
センター長	1
医師(嘱託医)	1
スーパーバイザー	5
保健師	1
児童福祉司	17
児童心理司	11
一般職非常勤職員等	1

※ 庶務は、地域福祉課が所掌

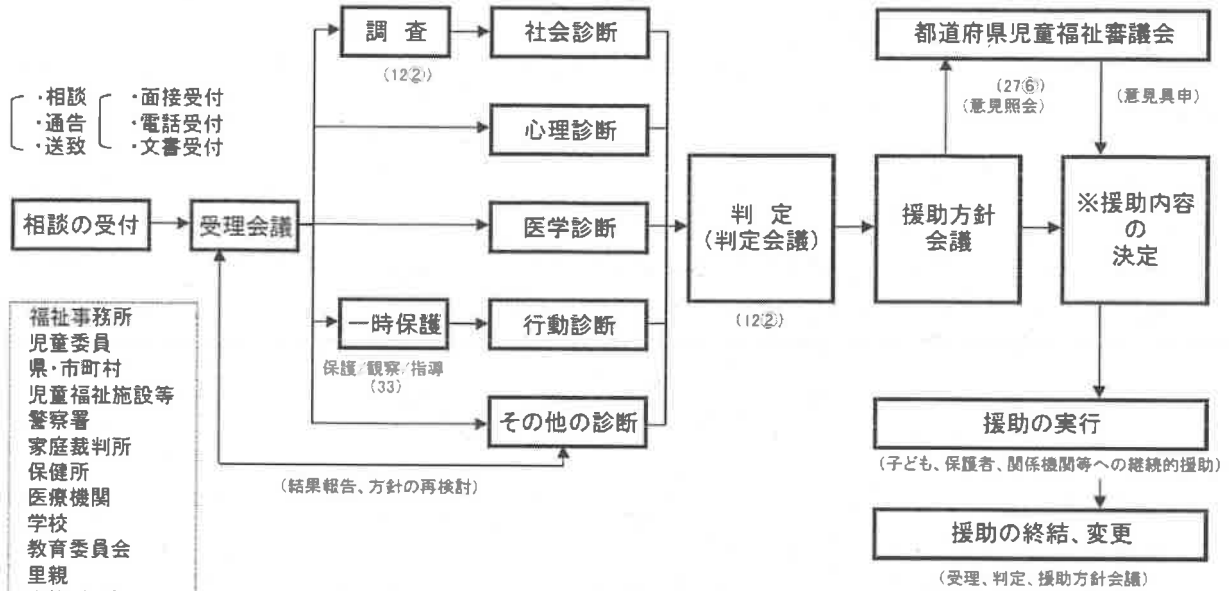
2 業務の概要

(1) 業務内容

児童福祉法に規定される「児童相談所」として、主として、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づく以下の業務を行っている。

- ア 市町村の業務（児童福祉法第 10 条に規定 児童等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- イ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- ウ 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- エ 児童を児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- オ 児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- カ 家庭裁判所に対し、親権喪失等、後見人の選任・解任の請求を行うこと。
- キ 児童虐待が行われているおそれがあると認められるとき、出頭要求をし、必要な調査または質問を行うこと。
- ク 児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査または質問を行うこと。
- ケ 里親制度の広報啓発等による里親開拓から里親に対する訪問支援、里親に委託された児童の自立支援まで一貫して里親支援を行うこと。
- コ 児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行うこと。

(2) 業務系統図



- 福祉事務所
児童委員
県・市町村
児童福祉施設等
警察署
家庭裁判所
保健所
医療機関
学校
教育委員会
里親
家族・親戚
近隣・知人
児童本人

※援助内容

- 1 在宅指導
 - (1) 措置によらない指導 (12②)
 - ア 助言指導
 - イ 継続指導
 - ウ 他機関あつせん
 - (2) 措置による指導
 - ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - ウ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)
 - オ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - カ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - (3) 訓戒、契約措置 (27①Ⅰ)
- 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
指定医療機関委託 (27②)
- 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
- 4 児童自立生活援助の措置 (33の6①)
- 5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ、63の2、63の3)
都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
- 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
- 7 家庭裁判所への家事審判の申立て
 - ア 施設入所の承認 (28①②)
 - イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
 - ウ 後見人選任の請求 (33の8)
 - エ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項)

3 業務の実績

(1) 相談・指導等の状況

ア 相談の種類

児童についての相談は、その内容によって、下表のと通りの相談種別に分けている。

相談種別		内容
養護 相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。（「児童虐待とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう」（児童虐待防止法第2条）） (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）を有する児童に関する相談。
障害 相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む。）、ろう（難聴を含む。）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
非行 相談	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。
育成 相談	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から同法同条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。
	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
その他の相談		家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上のいずれにも該当しない相談。

イ 相談種類別受付件数

令和2年度の相談種類別・年齢別の相談受付件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

	養護		保健相談	障害					非行		育成				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談		
0歳	35	46				2							1	4	88	
1歳	56	23		1		3	13						1		97	
2歳	51	31		2		4	19	1			1		4		113	
3歳	38	34				3	76	5					2	3	161	
4歳	29	27		1		2	33	2			1		1	2	98	
5歳	65	27		1		9	65	10					2	1	180	
6歳	36	12		1			51	5			1		4	3	116	
7歳	38	31		1		9	64	9			1		8		161	
8歳	25	20		2			37	4					1	3	92	
9歳	35	19		1			22	3	1		3		3		87	
10歳	28	21		2		3	52	3		1	4	1	1		116	
11歳	21	27		1			45	6		1	2	1	3		107	
12歳	33	21		2		4	40	3		4	3			1	111	
13歳	27	17		1		3	60	2		20	4	3			137	
14歳	33	29				1	61	5	1	10	9	4	1		154	
15歳	32	23		1		2	34		1	1	1		1	2	98	
16歳	25	33		1		4	75		5		5				148	
17歳	18	27				1	56				1				103	
18歳以上	5	4					4							1	14	
計	630	472		18		50	807	58	8	37	36	9	27	15	2,181	
豊橋市	352	262		14		28	446	31	5	28	22	8	16	5	1,229	
豊川市	156	137		1		10	239	24	2	7	9		11	7	603	
蒲郡市	71	39		2		4	77	2		1	4			2	202	
田原市	36	19		1		7	44	1		1					109	
管外	15	15				1	1		1		1	1		1	38	

ウ 相談種類別対応件数

令和2年度の相談種類別対応件数は次の表のとおりである。

(単位：件)

		面接指導			児童福祉司・児童委員指導	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致※	障害児施設等への利用契約	その他	計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん										
養護	児童虐待相談	507	59		7	50		16	1	3			10	653
	その他の相談	407	24	4	2	9		12		4		1	18	481
	保健相談													
障害	肢体不自由相談	3										14		17
	視聴覚障害相談													
	言語発達障害等相談													
	重症心身障害相談	42										8		50
	知的障害相談	806	2										1	809
	発達障害相談	55										2		57
非行	ぐ犯行為等相談	4	3		1		1			1				10
	触法行為等相談				4		27						1	32
育成	性格行動相談	26	1	3		1		1						32
	不登校相談	5		2										7
	適性相談	26												26
	育児・しつけ相談	13		4										17
	その他の相談	9		5										14
	計	1,903	89	18	14	60	28	29	1	8		25	30	2,205

※ 児童福祉法第27条第1項第4号によるもの

(注)受付から対応の間に年度をまたぐ場合や1件の相談受付に対して複数の対応を採る場合等があるため、受付件数と対応件数は必ずしも一致しない。

エ 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等

令和2年度に行った調査・診断等の件数は次の表のとおりである。

なお、計のうち19,965件が児童虐待相談に係るものである。

(単位：件)

調査・社会診断指導			医学的 診断指導	心理診断指導					心理療法 ・カウ ンセリ ング 等	計
児童	保護者	その他		知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 の検査	面接・観 察・指導		
3,417	8,812	21,484	119	705	110	46	9	1,623	617	36,942

(2) 養護相談の状況

令和2年度に対応（前記3(1)ウ）した養護相談の理由別件数及び虐待相談の状況は次の表のとおりである。

ア 理由別対応件数

(単位：件)

	家出	死亡	離婚	傷病	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	1				16	7	4	28
里親委託					3	1	3	7
面接指導	16	5	2	37	566	339	36	1,001
その他				2	68	20	8	98
計	17	5	2	39	653	367	51	1,134

イ 虐待相談の状況

アの虐待相談の状況は以下の表のとおりである。

(ア) 相談経路・虐待の種類

(単位：件)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
県市町村	児童相談所	12	2	16	13	43
	福祉事務所	28	1	7	9	45
	保健センター	2			3	5
	その他			2		2
保育所		1			1	2
児童福祉施設・指定医療機関		2		2		4
警察等		66	1	273	14	354
家庭裁判所						
保健所・医療機関	保健所					
	医療機関	8		2		10
幼稚園・学校・教育委員会等		16	1	4	4	25
児童委員						
家族	虐待者本人	28		16	1	45
	虐待者以外	8	2	12	3	25
親戚		9		5	3	17
近隣・知人		9	1	44	6	60
児童本人		3		7	1	11
その他		3	1	1		5
計		195	9	391	58	653

(イ) 被虐待児の年齢・虐待の種類

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
3歳未満	23	1	110	13	147
3歳以上就学前	42	2	86	10	140
小学生	61	2	110	22	195
中学生	33	3	50	6	92
高校生その他	36	1	35	7	79
計	195	9	391	58	653

(ウ) 児童虐待防止法関係

令和2年度中は児童虐待防止法の規定により、出頭要求を2件、援助要請を3件行った。

ウ 虐待対応関連事業

(ア) 虐待等児童家庭問題関係機関連絡調整会議

かつてはあらゆる児童相談を児童相談所が対応することとされていたが、児相虐待相談の急増等を背景とした児童福祉法改正により、児童相談に応じることが市町村の業務として明確化され、市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置されている。

当センターにおいては、市相互間の連絡調整及び児童虐待等の発見から親子再統合などに関する解決困難な児童家庭問題に、迅速かつ組織対応ができる地域体制作りの支援を目的として管内の関係機関(35機関)を構成員とする「虐待等児童家庭問題関係機関連絡調整会議」を設置している。

会議開催状況 実務者会議 令和3年3月8日(書面開催)

(イ) 児童虐待対応弁護士、精神科医師、法医学専門医師

児童虐待の援助に当たっては、法律、医学の専門知識が必要であるため、愛知県では、児童虐待対応弁護士、児童虐待対応精神科医師、児童虐待対応法医学専門医師を設置して、援助に当たっての相談センター職員の相談や、現場での立会業務等の業務を行ってもらっている。

(3) 一時保護の状況

一時保護は、児童福祉法第 33 条に基づき行うもので、一時保護所（西三河児童・障害者相談センター・春日井児童相談センターに設置）に入所させるか、児童福祉施設、里親などに保護を委託して行う。緊急の保護や、児童の行動観察、短期治療などを目的とする。

令和 2 年度中に一時保護を開始した件数及び解除した状況は次の表のとおりである。
（一時保護中に年度をまたぐ場合があるため、開始と解除の件数は一致しない。）

ア 一時保護開始件数

(単位：件)

区分	養護		障害	非行	育成	保健 その他	計
	児童虐待	その他					
一時保護所	38	22		2	2		64
委託保護	施設	74	68	1	3	1	147
	里親	11	15		2		28
	警察	6	2				8
	その他	7	5			1	13
計	136	112	1	7	4		260

イ 一時保護解除の状況

(単位：件、日)

区分	児童福祉施設入所	里親委託	他児相・他機関に移送	帰宅	その他	計 (件数)	保護 延日数
一時保護所	7		2	46	15	70	2, 203
委託保護	22	3	5	126	40	196	4, 469
計	29	3	7	172	55	266	6, 672

(4) 児童福祉施設等への入所状況

令和 2 年度に里親等への委託・児童福祉施設等への入所（児童福祉法第 27 条第項第 3 号、同条第 2 項）、障害児入所給付費支給決定（児童福祉法第 24 条の 3 第 2 項）による入所をした人数、及び、年度末現在の在籍児童数は、次の表のとおりである。

(単位：人)

	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	里親・ファミリーホーム	障害児入所施設		指定医療機関	計
						福祉型	医療型		
年度中入所人数	5	21	2		9	2	23	1	63
年度末在籍数	9	141	10		24	53	7	15	263

(注) 措置等決定日と入所日の年度が異なることがあるため、1 (3) の対応決定件数とは一致しない。

障害児入所施設、指定医療機関については、上段は入所措置、下段は入所給付決定。

(5) 里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

家庭での養育に欠ける児童を、暖かい愛情と正しい知識をもった家庭的な養育により健全に育てることを目的として、里親、ファミリーホームが推進されている。

ア 里親への委託状況

児童を里親へ委託した状況

(単位：人)

	令和2年度新規委託児童数	年度末現在委託中児童数
養育里親	4	17
専門里親	1	3
親族里親	2	2
養子縁組里親	1	1
計	8	23

養育里親・・・家庭に戻れるまで、又は原則として18歳に達するまで養育
 専門里親・・・虐待等により心身に有害な影響を受けた児童を専門的な知識等を用いて養育
 親族里親・・・児童の三親等内の親族が養育
 養子縁組里親・・・将来、養子縁組を前提とした児童の養育
 レスパイトケア・・・里親の一時的な休息のための支援

イ 管内里親登録状況

里親登録状況、及び、当センター管内里親の里子受託状況

(単位：人)

		令和2年度新規 認定・登録里親数	年度末現在 登録里親数	年度末現在 児童受託里親数
認定・登録里親数		13	56	14
再 掲	養育里親	12	54	11
	専門里親		3	5
	親族里親	1	1	2
	養子縁組里親	7	35	1

(注) 養育里親かつ養子縁組希望里親などの複数の区分で登録されている里親がいる。

ウ 里親への支援

愛知県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流推進（サロン）事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業の実施や、里親会の育成を図り、里親に委託可能な児童は積極的に里親委託を推進するよう取り組んでいる。

エ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

児童をファミリーホームへ委託した状況

(単位：人)

	令和2年度新規委託児童数	年度末現在委託中児童数
ファミリーホーム	0	0

なお、当センター管内における本事業の実施はなく、上記は他センター管内ファミリーホームへの委託である。

(6) 療育手帳の交付状況

療育手帳は、知的障害児(者)が一貫した支援を受けられるようにすること及び各種の福祉制度手続きを円滑に行えるようにすることを目的とする障害者手帳制度で、当センターでは管内の知的障害児について交付等を行っている。

令和2年度に新規交付・再交付・再判定を行った件数、及び、年度末現在の管内の手帳所持児童数は次の表のとおりである。

(単位：件、人)

		A判定(重度)	B判定(中度)	C判定(軽度)	計
年度中	新規交付	34	31	159	224
	再交付	2	2	7	11
	再判定	193	128	196	517
年度末現在手帳所持児童数		529	326	861	1,716

第4 障害者相談課の事業

1 障害者更生相談所部門の概要

東三河児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、東三河部の5市1郡（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）を管轄し、身体障害者手帳の交付（豊橋市を除く）、自立支援医療（更生医療）の要否判定、補装具の要否判定、18歳以上の知的障害者への療育手帳の交付などの業務を行っている。

当センターは、昭和52年5月1日に、主に三河部の身体障害者更生相談所の業務と知的障害者更生相談所の業務を併せて行うために、「愛知県心身障害者更生相談所」として旧宝飯郡小坂井町（現豊川市）に設置された。

その後、平成14年4月1日に、障害者更生相談所と児童相談所が統合され、さらに、平成20年4月1日に福祉事務所も統合され、現在の組織体制となった。

2 業務の概要

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

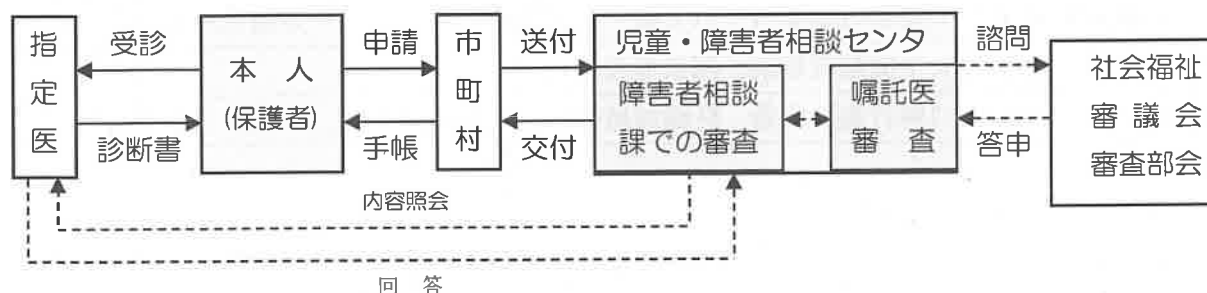
〔根拠法令〕 身体障害者福祉法第15条第4項

都道府県知事は、申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

＜身体障害者福祉法別表＞

- ①視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ0.1以下のものなど
- ②聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のものなど
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

重度 ←————→ 軽度

種別		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)	
外部 機能 障害	視覚障害		○	○	○	○	○	○	—	
	聴覚・平衡 機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—	
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—	
	音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—	
	肢体 不自由	上肢・下肢機能障害		○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害		○	○	○	—	○	—	—
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○	△		
内部 障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・ 直腸・小腸機能障害		○	—	○	○	—	—	—	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—	

(注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上重複する場合に6級の手帳を交付する。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療（更生医療）費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの

〔根拠法令〕障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支給例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
その他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

(3) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第 76 条第 3 項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、視覚障害者安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

(4) 療育手帳の交付

18 歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根 拠〕 愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備 考
A	最重度	I Q 20 以下	・ 知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。
	重 度	I Q 21～35	
B	中 度	I Q 36～50	・ 障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
C	軽 度	I Q 51～75	

(5) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的判定等、市町村への技術的援助などを行う。

〔根拠法令〕 身体障害者福祉法第 11 条第 2 項、知的障害者福祉法第 12 条第 2 項

3 業務の実施状況

(1) 身体障害者手帳の新規交付件数

(単位：件、%)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	構成比
交付件数		853	810	831	100.0
障害別 内 訳	視 覚	38	58	46	5.5
	聴覚・平衡	45	41	35	4.2
	音声・言語・そしゃく	15	9	11	1.3
	肢体不自由	248	252	272	32.7
	内部障害	507	450	467	56.2

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定件数

(単位：件、%)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	構成比		
判定件数		682	689	435	100.0		
障害別 内 訳	聴覚・平衡	4	1	2	0.5		
	音声・言語・そしゃく	10	5	8	1.8		
	肢体不自由	7	7	2	0.5		
	内 部 障 害	腎 臓	人工透析	474	492	313	72.0
		免疫抑制等					
		心 臓	2	1	0	0	
		免 疫	51	59	39	9.0	
		肝 臓	7	6	4	0.9	

(3) 補装具の要否判定件数（適合判定を除く）

(単位：件、%)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	構成比
判定件数		326	327	305	100.0
種 別 内 訳	義肢（義手・義足）	47	30	32	10.5
	装 具	96	118	102	33.4
	座位保持装置	10	17	16	5.2
	補 聴 器	102	78	89	29.2
	車椅子・電動車椅子	63	79	63	20.7
	意思伝達装置	8	4	2	0.7
	そ の 他	0	1	1	0.3

(4) 療育手帳の交付件数

(単位：件、%)

区 分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	構成比
交付件数		572	595	583	100.0
内 訳	新規交付	31	36	31	5.3
	再 交 付	54	44	60	10.3
	再 判 定	487	515	492	84.4

(5) 判定内容別件数 (令和 2 年度)

ア 身体障害者相談

(単位：件)

区 分	等級診断	医学判定	更生医療判定	補装具判定	計
件 数	1,307	52	435	498	2,292

イ 知的障害者相談

(単位：件)

区 分	医学的判定	心理学的判定	計
件 数	63	695	758

* 構成比の合計は、端数処理の関係で100にならない場合があります。

令和3年8月印刷・発行

「福祉行政のあらまし」

発行所 愛知県東三河福祉相談センター

豊橋市八町通五丁目4番地
TEL(0532-54-5111)